

研究課題名	年度		研究事業名	研究者代表者氏名	専門的・学術的観点からの成果	臨床的観点からの成果	ガイドライン等の開発	その他行政的観点からの成果	その他のインパクト	原著論文(件)		その他論文(件)		学会発表(件)		特許(件)	その他(件)		
	開始	終了								和文	英文等	和文	英文等	国内	国際		出願・取得	施策に反映	普及・啓発
卒前教育・卒後臨床研修における公衆衛生医師の専門技能評価と育成手法等に関する調査研究	18	20	健康安全・危機管理対策総合研究	高野 健人	研究の成果は、随時、全国の医育機関における衛生学公衆衛生学関連教室の教授で組織されている衛生学公衆衛生学教育協議会のメンバーに還元されており、各医育機関ならびに地域における公衆衛生医師の育成に反映されている。	—	—	研究成果の一部は、厚生労働省「公衆衛生医師の育成・確保のための環境整備評価委員会」において参考にされた。また、日本公衆衛生学会における公衆衛生専門職制度の検討に反映された。	なし	0	0	5	0	6	0	0	0	2	4
飲料水に係る健康危機の適正管理手法の開発に関する研究	18	20	健康安全・危機管理対策総合研究	秋葉 道宏	我が国における飲料水に係る健康危機情報を整理・分析し、近年発生した飲料水による健康危機事例の傾向を明らかにするとともに水道の種類によるリスクレベルを評価し、近年の飲料水を介する健康危機の状況等を明らかにした。また、原水に含まれる有機リン系農薬の毒性の浄水プロセスにおける変化等を実験的に明らかにした。以上の成果は審査付論文や国際学会において発表を行った。	本研究では、国内外で発生した飲料水を中心に水を介した水系感染症発生事例を収集し、その内容を分析して、傾向・特徴や主な原因を整理し、特に小規模な水道や飲料水供給施設において塩素消毒の実施や適切な原水保全が飲料水に係る健康被害の発生や拡大防止に重要であることを示すことができた。	飲料水に係る健康危機事例の発生頻度が多い、小規模飲料水供給施設や飲用井戸において、飲料水管理の現状と課題を明らかにした。これらは、地方自治体の衛生行政部局や保健所で管理されている小規模な飲料水供給施設の適切な水質管理のためのガイドラインを策定する上での骨子となるものである。	本研究を実施することによって、飲料水を経由して摂取する有害化学物質及び病原生物による健康被害の発生防止、拡大防止等の飲料水に係る健康リスクを回避するための方策を示すことができた。このことは厚生労働省健康局水道課が策定した『水道ビジョン』の主要施策に上げられている「安心・快適な給水の確保」に大いに資するものである。	本研究成果で得られた、飲料水健康危機事例、未規制化学物質に関する情報、小規模な飲料水供給施設の衛生管理のポイント等、飲料水健康危機管理に有用な情報について、公開方法を検討した上で、国立保健医療科学院水道工学部のウェブサイト内にホームページを開設し、また小規模飲料水供給施設の管理ポイントに関する小冊子を作成する予定である。	2	1	6	0	22	6	0	0	0	2
水安全計画による貯水槽水道の管理水準の向上に関する研究	18	20	健康安全・危機管理対策総合研究	早川 哲夫	貯水槽水道の管理の現状を明らかにし、このことを広く一般に知らせた。誰でもわかりやすく容易に実施できる管理方法をマニュアル化し、これを周知した設置者管理者が率先して管理を行う誘導策としてのランキング表示制度を提案した	—	貯水槽水道の管理マニュアルを作成し、公開(厚生労働省健康局水道課のホームページに全文掲載中)	全国の水道、貯水槽水道行政担当者に研究報告書が送付され、本報告書に基づいて、貯水槽管理の指導が行われている。	平成20年7月に航空会館(東京都港区)「貯水槽水道に関するシンポジウム」を開催し成果を発表平成20年11月すまいるホール(東京都文京区)での「貯水槽水道シンポジウム」において研究成果を発表。平成20年9月「フジテレビフジテレビニュース平成20年11月 テレビ朝日 近未来予測テレビジキルとハイド平成20年12月 TBS イブニング・ファイブ」に、研究代表者が出演し広報活動を行った。	0	0	0	0	1	1	0	0	1	6
建築物の衛生的環境の維持管理に関する研究	18	20	健康安全・危機管理対策総合研究	小畑 美知夫	法対象外建築物でも特定建築物に準じた維持管理が求められており、設備管理の識者である管理技術者の採用など、有効な維持管理体制作りにも努める必要があると考える。雑用水・給湯設備、個別空調設備における設計・施工・維持管理上のポイントを取りまとめた。研究者・設計者・製造者らも「設備の維持管理」を踏まえた上で、設計・竣工するべきと考える。	水利用設備ごとにレジオネラ菌防止対策に関する国内外の知見を取りまとめた。個別空調システム内の微生物汚染について実測調査を行い、微生物の生息を確認し、清掃等維持管理の必要性を提案した。	レジオネラ症防止指針第3版(「財」ビル管理教育センター、2009)	公衆衛生の向上という観点から、現在の特定建築物の対象となる用途の見直し(医療施設、社会福祉施設、集合住宅)や延べ床面積の拡大(3,000㎡未満)などを今後検討する際の基礎データとして重要なものである。建築物環境衛生管理技術者の資格の重複使用が認められたことから、適正使用のためのシステムの構築が必要である。また、不動産の証券化等により多様化する建築物の経営形態の中で管理権原者を明確にする必要がある。	特になし	2	6	0	0	16	0	0	0	0	0
シックハウス症候群の診断・治療法及び具体的な対応策に関する研究	18	20	健康安全・危機管理対策総合研究	相澤 好治	シックハウス症候群概念整理のための臨床分類、微量化学物質曝露時のfMRI画像解析、質問票診断、神経科学的検査の有効性評価、VOC曝露と拍動のリアルタイムモニタリング、NTE(Neuropathy Target Esterase)遺伝子を用いた遺伝学的相関解析、大型店舗内空気測定調査、慢性有機リン中毒の瞳孔について(動物実験)、真菌から発生するVOC測定、シックハウスにおける継続観察、ケミスタウン(化学物質削減住環境)を用いたSHSの対応・治療システムの構築が行われ成果を得た。	シックハウス症候群の定義(狭義)を秋山班と協議し同意に至った。定義を「建物内環境における、化学物質の関与が想定される皮膚・粘膜症状や、頭痛・倦怠感等の多彩な非特異的症候群で、明らかに中毒、アレルギーなど、病因や病態が医学的に解明されているものを除く」とし、診断基準を1.発症のきっかけが、転居、建物の新築・増改築・改修、新しい備品、日用品の使用等である。2.特定の部屋、建物内で症状が出現する。3.問題になった場所から離れると、症状が改善する。4.室内空気汚染が認められれば強い根拠となるとした。	シックハウス症候群概念と上述した合意事項(定義、診断基準)、診断の手順(検査法、日常曝露評価、鑑別疾患)、対応(医学的対応、診断書の対応、行政的対応)、Q&Aの各項目について、一般医療機関向けにわかりやすく解説した「一般医療機関向けマニュアル」を作成(秋山班と合同)し、ネット配信することとした。	住居における化学物質を原因とするシックハウス症候群患者で、自宅に住むことが困難となっている者にとって安心して住むことのできる住宅の確保を行うため、平成20年3月厚生労働省と国土交通省が共同して、「シックハウス症候群患者の公営住宅確保に係る医学的知見に関するガイドライン」を出した。その中で診断書に記載する「病名」、記載されるべきシックハウス症候群の診断にあたっては、秋山班と共同で提案した診断基準案を参考にすることとされている。	特になし	7	6	2	1	72	18	0	0	0	0

研究課題名	年度		研究事業名	研究者代表者氏名	専門的・学術的観点からの成果	臨床的観点からの成果	ガイドライン等の開発	その他行政的観点からの成果	その他のインパクト	原著論文(件)		その他論文(件)		学会発表(件)		特許(件)	その他(件)		
	開始	終了								和文	英文等	和文	英文等	国内	国際	出願・取得	施策に反映	普及・啓発	
																			0
シックハウス症候群の診断・治療法及び具体的方策に関する研究	18	20	健康安全・危機管理対策総合研究	秋山 一男	シックハウス症候群(狭義)は、アレルギー疾患と症状は類似するもアレルギー疾患とは異なる病態機序により発現している独立した疾病分類とすべき疾患である。未だ明確な病態機序は不明ではあるが、動物実験を中心とした基礎研究により、ホルムアルデヒドを中心とする化学物質曝露により、各種免疫系関連サイトカイン、ケモカインの関与が明らかになってきた。また、日常診療の場からの情報の蓄積、診断法の実施、治療法の実施等の積み重ねにより、今後の本疾患の研究及び日常診療における方向性を示すことができた。	相澤班との共同研究として、シックハウス症候群の定義、診断基準を明らかにし、アレルギー疾患、精神神経疾患との相違を明確にしたことにより、今後の一般レベルでの診療を可能にした。また、カプサイシン負荷試験、静脈血酸素分圧測定、functional MRI、化学物質負荷試験、皮疹の層別化、環境化学物質濃度の測定、等の診断法としての可能性や高脂血症治療薬であるコレステミドによる治療の可能性、等について検討されてきた。また、確立とまではいえないが、今後の方向性は示すことができたと考える。	相澤班と共同で一般臨床医向けの診療マニュアルを作成した。その概要は、[構成]1)シックハウス症候群の概念[a.シックハウス症候群、b.シックハウス症候群対策・研究の歴史的背景、c.概念合意事項(定義、診断基準)2)診断の手順(a.問診・アンケート、b.検査法:臨床検査・日常暴露評価、c.鑑別疾患:アレルギー(小児科、内科、皮膚科、耳鼻科、眼科)、中老、精神心理、感染症、3)対応(a.医学的対応:初診時の対応・専門外来への紹介/専門外来医療機関名簿・診断書の対応、b.行政的対応)、4)Q&A	シックハウス症候群を診療している7施設における診療実態から、本疾患の診療報酬上の取り扱いの不十分さによる医療経営上の困難さが浮き彫りにされたことは、今後の医療政策上に何らかの対処法を求めることの必要性を明らかにした。また、患者の実態調査により、患者の経済上の負担とQOLの阻害が大きいことが明らかになり、シックハウス症候群の医学的認知度と社会的認知度において未だ不十分な点が多いこと、行政としての対応の必要性が高いことが示された。労災認定審査に本研究で作成した診断基準が参考にされた。	本研究参加研究者は、各地域でのシックハウス症候群に関連したマスコミの取材等に逐次応じている。日本アレルギー学会、日本臨床環境医学会等の学術大会や認定セミナー等で本研究班の成果をもとに演者、講師を務め医師や一般の方々へ情報提供を行った。	1	0	16	3	24	6	0	0	0	0
健康危機管理におけるクライシスコミュニケーションのあり方の検討	19	20	健康安全・危機管理対策総合研究	吉川 肇子	—	—	健康危機管理時におけるクライシスコミュニケーションマニュアルを作成した。また、これを理解しやすくするためのクイックガイド、及び補助教材を開発した。	なし	作成した補助教材(シナリオ)は、時事通信社の時事防災WEB上で2009年1月23日に活用事例が紹介された。	0	0	0	0	3	0	0	0	1	
グローバル社会に対応した健康危機サーベイランスシステム:情報分析・グレーディング手法の開発と評価	19	20	健康安全・危機管理対策総合研究	今井 博久	本研究は改正国際保健規則(IHR2005)に対応したSurveillanceの構築のために、「原因不明健康危機」、「感染症」、「医薬品医療機器等安全」、「医療安全」、「災害有事・重大健康危機」、「食品安全」、「飲料水安全」、「生活環境安全」の8分野に関してグレーディングを検討し、Surveillanceの報告様式作成、健康事象の重み付けとしてグレーディングの作成し、過去事例を元にシミュレーションを行った。作成したツールはSurveillanceにおいて利用可能であった。	IHR2005に対応したEvent Based Surveillanceの構築を行い、救急、医療機関および施設などで原因不明の疾患や類似症状などの患者の集団発生などの健康危機に関するサーベイランスが構築できた。本研究で作成した報告様式の特徴は詳細版(Indicator Based Surveillance用)と簡易版(Event Based Surveillance用)である。必要に応じてこれらを使い分けることが出来ると共に、行政での窓口や電話での通報にも対応できるように簡易版を作成した。	本研究は健康危機における報告様式を作成した。報告様式は詳細版と簡易版であり、それぞれについて記入方法などをH-Crisisに掲載予定である。また、グレーディングを「原因不明健康危機」、「感染症」、「医薬品医療機器等安全」、「医療安全」、「災害有事・重大健康危機」、「食品安全」、「飲料水安全」、「生活環境安全」の8分野に関して作成した。これらについてもH-Crisisに掲載予定である。	報告様式は医療機関のみならず、保健所、地方衛生研究所および県庁などの行政機関でEvent Based Surveillanceを行うことが出来るように作成した。従って、これまで種々の研究で報告されてきた健康危機に関する報告様式と異なり、救急、医療機関および施設だけでなく、行政機関で職権を問わず情報収集できるような形式にした。	本研究はIHR2005に対応するために報告様式およびグレーディングを作成した。また、従来の救急、医療機関および施設での情報収集のみならず、行政窓口での住民からの通報などにも対応できるようにした。従って、2007年12月下旬に発生した輸入冷凍餃子の毒物混入などのEvent Based Surveillanceに対応できると考えられる。今後本研究で作成した報告様式が活用されることが期待でき、国内におけるIHR2005に対応可能なサーベイランスシステムの構築に資する事が考えられる。	0	2	8	0	16	4	0	0	0	
在宅重症療養患者にかかる緊急・災害時の支援体制の構築に関する研究	19	20	健康安全・危機管理対策総合研究	小西 かおる	在宅重症療養患者の緊急・災害時の支援体制の質基準について明確にされ、有用性も確認された。成果は、国内の看護系学会で公表され、緊急・災害時の支援体制の指標として活用でき、行政評価に貢献できる可能性があるとして評価された。	在宅人工呼吸療法の緊急・災害支援の個別プラン作成に活用することで、地域関係機関の緊急・災害支援の質向上につながり、医療ネットワークの強化に発展できることが確認された。	地域特性があるため全国共通のマニュアルには至らないが、自治体で在宅人工呼吸療法等の要援護者の災害支援マニュアルを作成する際の基礎資料としては活用可能なレベルのものが作成できた。	発災から生命の危機管理を鑑みたステージ区分が本研究の特徴であり、現状課題、個別支援、地域支援体制について具体的に示されているため、神奈川県内の複数個所の保健福祉事務所における地域支援計画の基礎資料として活用が予定されており、在宅人工呼吸療法に対する災害支援個別プランの指針として活用予定である。	在宅人工呼吸療法、在宅酸素療法等の在宅重症療養患者への災害支援個別プラン作成の際に利用可能なリーフレットを作成し、保健所等を通じて配布を予定している。	0	0	0	0	2	1	0	1	1	
結核・感染症の発生に備えた保健所保健師の平常時体制づくり並びに現行教育プログラムの開発に関する研究	19	20	健康安全・危機管理対策総合研究	春山 早苗	感染症対策において平常時に重要となる保健所保健師の活動や活動方法を明らかにした。また、感染症対策において保健所保健師に求められる能力を明らかにした。以上により感染症対策、特に感染症予防対策における公衆衛生看護の役割や看護活動方法の明確化に寄与することができる。また、感染症対策において看護職が役割を發揮するための公衆衛生看護の専門性の明確化に寄与できる。	「感染症対策における平常時の保健所保健師活動ガイドライン」、並びに、「感染症業務に関わる保健所保健師の現任教育プログラム」を作成した。ガイドラインは、感染症対策における平常時の保健所保健師の活動の指針となり、活動展開に役立つものであり、感染症担当保健所保健師や保健所内他職種より、実践に大いに活用できる等の意見が得られた。現任教育プログラムは、感染症対策において役割を發揮できる保健師の育成に役立つ。保健所保健師に求められる能力は、保健師が自己評価し研鑽に務めていくことに役立つ。	特に新人保健師と感染症業務担当の現任保健師を対象に、平常時の感染症対策に関わる保健所保健師の活動として、どの保健所にも共通する基本的な考え方や視点、役割を示した「感染症対策における平常時の保健所保健師活動ガイドライン」を作成した。また、「感染症業務に関わる保健所保健師の現任教育プログラム」を作成し、感染症対策において保健所保健師に求められる能力とそれら能力別の現任教育プログラムを示した。	ガイドラインは、保健所保健師が現在実施している活動を見直したり、各保健所の状況に合わせた実践マニュアルの作成等を含め、よりよい活動方法を検討したりすることに役立てることができる。現任教育プログラムは、感染症対策において保健所保健師が組織の一員として、また保健師の専門性に依拠して自律した判断と活動ができるために必要な能力育成のために、保健従事者を対象とした都道府県の現任教育担当者が教育内容を検討する際や、現在実施している現任教育を見直す際に参考とすることができる。	平成19年度総括・分担研究報告書、並びに、平常時における保健所保健師の感染症対策に関わる活動実態調査結果は、全国の保健所(都道府県型394保健所、市区型124保健所)及び保健所保健師対象の研修の本庁担当職員(47都道府県)に配付した。また「感染症対策における平常時の保健所保健師活動ガイドライン」は全国の保健所に、「感染症業務に関わる保健所保健師の現任教育プログラム」は保健所保健師対象の研修の本庁担当職員に配付した。	1	0	1	0	6	0	0	2	2	

研究課題名	年度		研究事業名	研究者代表者氏名	専門的・学術的観点からの成果	臨床的観点からの成果	ガイドライン等の開発	その他行政的観点からの成果	その他のインパクト	原著論文(件)		その他論文(件)		学会発表(件)		特許(件)	その他(件)		
	開始	終了								和文	英文等	和文	英文等	国内	国際			出願・取得	施策に反映
地理・時間情報を加味した突発的・集中的な健康危機事象の発生を早期発見するための統計手法に関する研究	19	20	健康安全・危機管理対策総合研究	高橋 邦彦	従来、世界的に用いられている方法の問題点を改善した新たな統計手法を提案することができ、その精度が確認できた。	実際のサーベイランスデータにおいて、提案する統計手法の有用性が確認できた。	研究者・実務者が利用できる形でソフトウェアの開発を行った。 (http://www.niph.go.jp/soshiki/gijutsu/download/index_j.html)	実際の利用者からの要望に応えながら、細かい点もソフトウェアの開発・改良を行い、実際の場面でユーザーが利用しやすい形に改良することができた。	国内外の研究者によってFleXScan法が取り上げられ、実際、利用もされてきている。海外の空間疫学の専門書(Pfeiffer D et al, "Spatial Analysis in Epidemiology" 2008, Oxford)などに、そのダウンロード先もあわせて紹介されている。	0	2	5	0	5	7	0	0	1	
健康危機管理体制における精神保健支援のあり方に関する研究	19	20	健康安全・危機管理対策総合研究	鈴木 友理子	災害時の精神保健支援に関する国内外の既存のマニュアル、ガイドライン等を系統的に整理した結果、国内における既存のガイドラインは内容については大きな違いはみられず、臨床的支援の記述は比較的充実していたが、全体的な位置づけやそれぞれの役割分担が不足していることが明らかになった。国際的にはIASC (Inter-Agency Standing Committee) ガイドラインは行政、臨床支援の両面に言及しており、本指針をわが国の実情に沿うように修正して活用することが有用であると考えられた。	心理的応急処置法のわが国への導入について検討した結果、本プログラム日本語版の開発のみならず、精神保健を専門としたい支援者の使用を想定し、その後のアセスメント、精神保健専門家への紹介や連携体制の整備も同時に必要であり、これらの根拠となる災害後の心理的反応の自然史を明らかにする研究の展開を同時に進めることが重要であることが明らかになった。上記の知見に基づいて、災害対応時に活用できる保健師等を対象とする研修プログラムを作成した。	近年の大型災害の経験をもとに、災害精神保健および心理社会的支援に関する指針が、WHOをはじめとする国際機関、大型国際NGOらによって構成されるIASC (Inter-Agency Standing Committee) から2007年に発行された。このIASCガイドライン「災害・紛争等時における精神保健・心理社会的支援に関するIASCガイドライン」を翻訳を完了し、普及の準備をしている。	これまでのわが国における災害精神保健に関するマニュアルやガイドラインは臨床的支援の在り方の記述が多かったが、これらの支援を支える各機関の役割分担が明確でなかった。本研究をもとに、行政、臨床支援の両面に言及した研修プログラムを開発し、今後の災害時の精神保健支援の質の標準化が進むことが期待される。本プログラムを、精神保健福祉センター長や保健所長、および保健師、その他行政職員を対象とした講演や研修時に実施して、災害精神保健に関する理解や態度の向上に活用した。	関係する研究会、シンポジウム等で本研究結果の発表を行った。	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
健康安全・危機管理対策に関連する研究開発の動向と将来予測に関する研究	20	20	健康安全・危機管理対策総合研究	武村 真治	健康安全・危機管理対策に関連する過去の研究成果のレビュー、アメリカの健康安全・危機管理対策に関連する研究開発事業を実施・支援している機関(NIH, CDC, EPA)の実態調査の結果、わが国において重点的に実施すべき研究領域が明らかとなった。これらの情報は、わが国の研究開発の国際競争力の向上のために有用である。	「健康安全・危機管理対策総合研究事業」の交付を受けた研究課題の評価(事前評価、中間評価、事後評価)の傾向と、それに基づいた研究課題への支援の具体的な方策が明らかとなった。これらの成果は研究事業推進官(Program Officer:PO)の研究支援活動に反映され、事業全体の研究成果の向上に活用された。	—	文献レビューと諸外国の調査で明らかとなった重点的に実施すべき研究領域に関する情報を、厚生労働省の所管課室、企画運営委員会等に提供し、研究事業の戦略・基本方針の設定、公募課題の設定等に活用した。	特になし	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0